

令和 2 年 3 月 17 日

関係者各位

千葉県森林組合南部支所
支所長 三橋 裕

安全衛生特別教育研修の実施案内について

このことについて、下記のとおり安全衛生教育研修を実施いたしますので、参加希望がありましたら、各研修日の 10 日前までに別添受講申請書を提出するようご案内いたします。

- 1 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 令和 2 年 4 月 13 日（月）～14 日（火）
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
※ 受講後 7 月 31 日までに 2.5 時間の補講が必要となります。

- 2 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 2 年 5 月 1 日（金）
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

- 3 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 令和 2 年 5 月 18 日（月）～19 日（火）
会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
※ 受講後 7 月 31 日までに 2.5 時間の補講が必要となります。

- 4 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 2 年 6 月 5 日 (金)
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 5 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 2 年 7 月 9 日 (木)
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 6 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 ~~令和 2 年 8 月 17 日 (月) ~ 19 日 (水)~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 7 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則 (昭和 47 年労号) 第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 ~~令和 2 年 9 月 16 日 (水) ~ 18 日 (金)~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 8 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 ~~令和 2 年 9 月 23 日 (水)~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県林業サービスセンター

- 9 車両系建設機械 3 t 未満特別教育
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号
開催日 ~~令和 2 年 9 月 28 日 (月) ~ 29 日 (火)~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県林業サービスセンター (学科)
植畑研修センター (実技)

- 10 車両系木材伐出機械等特別教育（走行系）
労働安全衛生規則第 36 条第 6 項の 23 同条 7 号の 2
（平 2 5 告示第 1 2 5 号）
開催日 令和 2 年 10 月 5 日（月）～6（火）
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 11 刈払機取り扱い作業者に対する安全衛生教育
平成 12 年労働基準局発第 66 号通達
刈払機の点検、操作
開催日 令和 2 年 11 月 6 日（金）
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 12 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 ~~令和 2 年 12 月 14 日（月）～16 日（水）~~ 定員に達しました。
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 13 機械集材装置の運転業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 7 号該当
開催日 令和 3 年 1 月 14（木）～15 日（金）
会 場 千葉県林業サービスセンター
- 14 チェンソーを用いる伐木等の業務に係る特別教育
労働安全衛生規則（昭和 47 年労号）第 36 条第 1 項第 8 号該当
開催日 令和 3 年 2 月 22 日（月）～24 日（水）
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター
- 15 車両系建設機械 3 t 未満特別教育
労働安全衛生規則第 36 条第 1 項第 9 号
開催日 令和 3 年 3 月 18（木）～19 日（金）
会 場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

※研修申込用紙については、研修 10 日前までに下記申込先住所までお送り下さい。

※チェーンソー、刈払機講習については、上記研修日程以外についてもご相談下さい。

また、出張講習については、チェーンソー10名以上、刈払機5名以上であれば実施いたします。

但し、交通費別途 南部支所～現地までの往復距離×30円、及び有料道路利用の場合は実費請求させていただきます。

(土日、祝日の場合1日につき10,000円を負担していただきます。)

※NPO 団体等に対するチェーンソー、刈払機等安全講習会も実施しておりますのでご相談下さい。

申請費用 (研修費1週間前までに下記振り込みください)

旧チェーンソー2日間コース 15,400円 (林災防会員 14,100円)

新チェーンソー3日間コース 22,000円 (" 20,000円)

刈払機 10,800円 (" 9,800円)

機械集材装置 29,400円

車両系建設機械 10,000円

車両系木材伐出機械 36,500円

(走行系)

振込先 受講料振込先

振込先 : 君津市農業協同組合 清和支店

口座番号 : 普通 1623305

口座名義 : 千葉県森林組合 南部支所

※申し込み先と研修場所が異なりますので確認をお願いします。

研修場所は、2会場ありますので確認願います。

1会場 千葉県林業サービスセンター

住所 富津市宝竜寺 11

2会場 千葉県森林組合 南部支所 植畑研修センター

住所 君津市植畑 632

申込先

千葉県森林組合 南部支所 担当 木村、小林、

住所 君津市西栗倉 135 TEL 0439-37-2004 FAX 0439-37-2007